奈良県美し 1 南 • 東部 地域を県と市町村が協働 て振興を図る条例をここに公布す

令和四年三月三十

る

奈良県知事 荒 井

正

吾

奈良県条例第五十号

多様性の 魅力ある地域であるとともに、 奈 県土全体における水害等の自然災害の発生防止、 良県の南部 奈良県美し 確保その 他の自然環境の保全、 東部地域は、 南部 東部地域を県と市町村が協働 美しい 食料、 木材、 自然及び景観 本県が誇る魅力ある生活文化及び歴史文化 水及び 工 ネル 豊か 健全な水循 L ギ て振 な歴史文化等、 興 の安定的な供給 環 を図る条例 の維持等の重要な役 国内 外 生 に 物 誇 \mathcal{O}

東部地域の また、 奈良県の 持続的発展は、 発展は、 南部 県全体の発展の • 東部地域に支えられ ためにも必要不可 てきた歴史が 欠なも あ ŋ, のである。 今後も、 南 部

割を担う地域である。

決すべ 進展が か き課題を抱えて 他の しなが 地域と比較して著 5 南部 11 東部地域は、 Ś 産業、 若年層の流出による人 教育、 福祉、 医療、 П 交通等 の減少及び の多く 少子高 0 分野 齢 で 化 \mathcal{O}

県民 大 に果たすことによ 林環境の 一共通の 経済 のような状況に対処する \mathcal{O} 維持向上及び 目標として、 好循環及び り、 水資源 南部 脱炭素社会を実現 県、 東部 市 ために \mathcal{O} 保全を図 町村、 地域 は、 県民等が相互に協力 \mathcal{O} 南部 振興に取 ŋ 0 持続 ~ 東 地域資 り組 部 可能な地域社会を形成 地域に λ 源 で 1 \mathcal{O} お 活 カン 11 なけ それ 開に て、 だぞれ よる人 れ 県 ば 民 ならな \mathcal{O} 生 活を支え 役割 7 Þ 11 \mathcal{O} 交流 を積極的 る森 \mathcal{O} 拡

の条例を制定する。 か にしてその方向性を示 県と市町 対との 協働による南部 実効性 \mathcal{O} ある取組を総合的 東部 地 域 \mathcal{O} 振興 カュ つ計 E 画的 9 11 て、 に推進するため 基本理念を 明 6

(目的)

第 寄与す に、 カン 町村との 0 南 この ることを目的 画 条例は、 的 東部 協働等、 推進することに 地域 県の \mathcal{O} 南部 振 責務並 興に 東部地域 関する施策 び ょ に県民及 り \mathcal{O} 南 振興に関 部 \mathcal{O} 基本となる事 び 関係事業者 東部 Ļ 地域 基本理念を定め、 \mathcal{O} 活性化 項等を定め の役割を明 及び県民 5 県と南. そ か 生活 \mathcal{O} 施策を総合 するととも 部 \mathcal{O} 向 東部

(定義)

- 第二条 による。 この 条例におい て、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところ
- 南部 東部 地 域 南部・ 東部市町 村 が 管轄する 地域を 11 . う。
- 天川村、 御杖村、 南部 野迫川村、 高市郡高取 東部市町村 町及び明日 十津川村、 五條市、 御所市、 香村並びに吉野郡吉野町、 下北山村、 宇陀市、 上北山村、 Щ 辺郡 川上村及び東吉野村をいう。 Щ 大淀町 添村、 宇陀郡曽爾村及び 下 市 町、 黒滝村、
- 三 振興に関係するものをいう。 関係市町村 南部 東部市町 村以外の県内の市町村 であ って、 南 部 東部地域の
- 兀 人をいう。 関係事業者 南部 東部地域の 振興に関する事業を行う法人その 他 \mathcal{O} 団体又は 個

(基本理念)

第三条 結節 創 割 発展を図ることを旨として、 \mathcal{O} を踏まえ、 人口 픥 分担並びに相互の連携及び協力の下、 0 南部 確保並びに 生活環境の の社会減少 県、 東部地域の振興は、 南部・ 必要な人材 確保及び充実等を図 人口 東部市町村及び関係市町村、 0 流出数が流入数を上回ることをいう。 行わなければならな の育成及び確保に取 本県において南部 り、 南部 これらの • 東部 ŋ 県民並 組 目的 地域に 東部地域が果たす役割 むことに に沿う拠点 おける産業の振興、 びに関係事業者が適切 より を抑制 \mathcal{O} 形成、 南 部 東部 拠点 の重 雇 な役 葽性 地域 間 用 \mathcal{O} \mathcal{O}

(南部・東部市町村との協働及び関係市町村との連携)

- 第四条 推進するものとする。 にの 県と南部 つとり、 南部 東部市町村は、 東部地域の 振興に 前条に定める基本理念 つい て、 共通の目標を定め、 以下 「基本理念」 協働して施策を とい
- 2 部 地域の 県は 南部 振興に関する施策を推進するも 東部市町村とともに、 必要に応じて関係市 のとする。 町村と連携し て、 南 部 東
- 3 \mathcal{O} とする。 前二項の 規定による協働又は連携は、 それぞれの主体的取組を尊重して推進するも

(協議の場の設置)

第五条 東部 県は、 市 町村との 県と南部 協議 東部市町 \mathcal{O} 場を設け 村が 協働 る t \mathcal{O} とする。 て実施する施策を効果的 に推進するため、

の責務)

第六条 振興に 県は、 関する施策を総合的 基本理念にの か つとり、 つ計 画的 南部 に推進する責務を有す 東部市町村と協働 ź. して、 南 部 東部 地 域 \mathcal{O}

2 を深める取組を推進するものとする 現状及び南部 県は、 南部 東部地域 東部地域が \mathcal{O} 振興に関する施策の重要性につい これまで県 \mathcal{O} 発展に果たし てきた役割、 て、 県民 南 \mathcal{O} 部 関心及び 東 部 地 域 \mathcal{O}

(県民及び関係事業者の 役割)

第七条 るものとする 及び理解を深め 県民及び関係事業者は、 るとともに、 南部・ 基本理念にの 東部地域の 0 とり、 振興に関する施策に協力するよう 南部 東部 地域に 9 V 7 \mathcal{O} 関 心

(南部 ・東部地域の 振興に関する基本計画)

第八条 総合的 定めなければならない。 知事は、 かつ計画的な推進を図るため 南部 東部市町村と協働し \mathcal{O} 基本的な計画 て、 南部 以下 東部 地域の 「基本計 振興に 画 とい 関する施策の う。 を

- 2 基本的 する主要な目標並びに産業の 基本計画は、 施策 減災対策の 以下 南部 推進、 「基本的施策」 ・東部地域の 魅力ある地域 振興及び とい 現状及び課題を踏まえ、 · う。 ふづくり 雇用 \mathcal{O} の推進、 創出、 に つい 住民 て定めるも デジ の福祉 南 タル社会の形成 部 のとする。 \mathcal{O} • 東部 向 上及 地域 び 生活 \mathcal{O} の推進等の 振 !の安定、 興に
- 3 て聴取 知事は、 を反映させるために必要な措置を講じなければならな した南部 基本計画を定めようとするときは、 東部市町村の意見を踏まえるとともに、 第五条の協議 県民及び関係事業者の意 の場に諮 り、 当該場 お
- 4 知事は、 基本計画を定めたときは、 これを公表しなけ れば なら な
- 5 前二項の 規定は、 基本計画の変更について準用する。

(基本的施策の実施

第九条 県は、 基本的施策の実施に当たっては、 第五条の協議の場を活用する等に り、

南部・ 東部市 「町村との協働に資する措置を講ずるものとする。

2 点 県は、 間の結節 基本的施策の実施に当たっては、 確保並び に必必 要な人材 の育成及び確保に配慮しなけ 基本的施策 の分野ごとに、 れば ならな 拠 点 \mathcal{O} 形 成 拠

東部 市 町 村に 対する支援

県は 南 部 東部市 町村が実施する南 部 東部 地域 \bigcirc 振 興に関する施策を支援

するため、情報の提供、 助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十一条 効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 県は、 基本理念に基づき南部・ 東部地域の 振興に関する施策を実施するため、

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 た基本計画とみなす。 する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、 部・東部地域の振興に関する県の基本的な計画であって、 第八条の基本計画を定めるまでの間は、 この条例の施行の際現に定められている南 南部・ 同条の規定により定められ 東部地域の振興に関